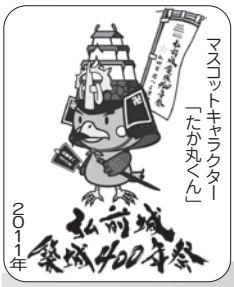

マスコットキャラクター「たか丸くん」

農業ひろさき

2010年12月1日（第58号）
（平成22年12月1日）

編集と発行
弘前市農業委員会
弘前市賀田１丁目１の１
☎(0172) 82－1638
印刷　㈲アサヒ印刷

弘前産農産物の消費拡大へ

『りんごと米の収穫祭』開かれる

大勢の人が来場した収穫祭

「準原木のふじ」と普通の「ふじ」との食べ比べ

弘前産農産物のおいしさを知ってもらい消費の拡大につなげようと、収穫したばかりのりんごや米などの農産物や加工品を販売する、りんごと米の収穫祭が１１月７日、市りんご公園で開かれました。

開会にあたり葛西憲之市長は「今年の農産物は農家の皆さんのたゆまぬ努力と愛情により素晴らしいものとなりました。県内外の人に、弘前産農産物のおいしさを宣伝していただきたい」とあいさつしました。

市による収穫祭は、農業団体などとの連携により毎年この時期に開かれています。園内にはりんごや米、野菜や漬け物など農協や企業の販売テントが設置され、訪れた人たちが試食しながら目当ての品を買い求めていました。また、同公園で収穫された「ふじ」や「王林」の販売では、買い求める人たちの長い列ができていました。

このほか園内では多彩な催しが行われ、平成19年に移植後、初の収穫となった「ふじの準原木」のりんごと、普通の「ふじ」との食べ比べや米粉パンの無料配布が人気を集めたほか、野菜のおいしさを伝える「あおもり野菜ソムリエの会」による出前講座が開かれ、来場者が野菜やりんごを使った料理を試食しながら調理法などを聞いていました。

「ふじの準原木」で収穫体験

「ふじの準原木」の前で収穫後に記念撮影

平成１９年に市内一野渡から市りんご公園へ移植した「ふじの準原木」。ふじ原木の穂木を接いだことから「準原木」と呼ばれており、今秋、移植後はじめて実をつけたことから、大和沢小学校の４年生１５人が、りんごと米の収穫祭の開会にあわせて、葛西憲之市長と一緒にりんごの収穫を体験しました。

せいの農園 内閣総理大臣賞受賞

平成２２年度農林水産祭において、(有)せいの農園(清野俊博代表）が園芸部門で内閣総理大臣賞を受賞しました。

同賞は昨年８月から今年７月までの農林水産祭参加表彰行事において、農林水産大臣賞を受賞した５１７点の中から選ばれたものです。

(有)せいの農園は、「葉とらずりんご」栽培による労力削減や直売所開設、インターネット販売などによる販路拡大と合理的な栽培管理に取組み、その功績が認められ今回の受賞となりました。

直売所前での清野さん

受賞を受けて清野さんは「今回の受賞が若い人たちの刺激になってくれれば」と話していました。

農地転用には許可・届出が必要です。

農地は食料の重要な生産基盤であることから、宅地などの土地利用計画との調整を図りつつ確保していかなければなりません。

そのため、農地転用には法律による規制があり、許可申請や届出といった一定の手続きが必要です。

農地転用に対する規制が強化されています。

農地の減少を食い止め食料の安定供給を図るため、昨年12月に施行された改正農地法では農地の転用規制が厳格化されました。

具体的には、集団農地であるかどうかの判断基準が変更されたことによって、原則として転用ができない農地（第一種農地）が増加しました。

また、転用が見込める農地（第三種農地）の基準も、これまで以上に厳格化されています。

このことから、市内においても、これまで転用許可された土地に類似する土地であっても、今後は許可できない場合もあります。

一時的も含め宅地など農地以外に利用する場合には、事前に転用したい農地の所在する農業委員会窓口、又は農業委員にご相談ください。

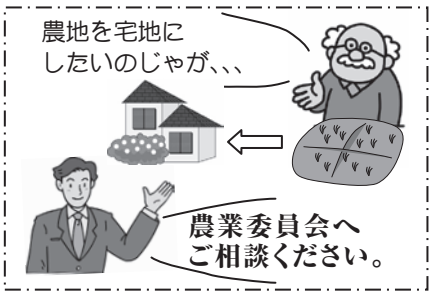

■問い合わせ先

【弘前地区】農業委員会弘前分室（市役所☎35・1124）

【岩木地区】農業委員会農地係（☎82・1638）

【相馬地区】農業委員会相馬分室（☎84・2111内線841）

東京での農産物販売好評！

岩木山観光協会青年部の取り組み

岩木山観光協会青年部（五十嵐清勇部長）は10月16・17日の２日間、東京・江東区で開かれた「江東区民まつり中央まつり」に参加し、きみやとれたてのりんごなどを販売して本市の魅力をＰＲしました。

今年で28回目を数える区内最大のまつりでは、全国各地の農産物やご当地名物など特産品を販売する「はるばるバザール」と題した催しが行われ、今回参加した部員13人で岩木山麓のきみ２,０００本とりんご60箱、ハチミツなど全て売り切り、好評を得たということです。

同青年部は平成18年から参加しており、今回が５回目の出店。きっかけについて責任者の村上優孝青年部副部長は「東京在住の方からの情報提供が始まり」と述べ、これまでも旬の農産物などを販売してきました。

まつりでの農産物販売の様子。

今年の活動を振り返り村上副部長は「２日間で40万人以上が訪れるイベントで、きみやりんごを目当てに多くの方が来てくれる。県全体の宣伝にもなり我々の活動も責任重大と感じる。また、今回から助成金などを受けず自立した形で出店できたことが一番の収穫」と話していました。

不動産取得税の徴収猶予制度について

（農地等の生前一括贈与による徴収猶予制度）

家屋を新増築したり、土地や既存家屋を売買、交換や贈与などで取得した場合は、その不動産の取得者に県の税金である不動産取得税が一度だけ課税されます。

不動産取得税は、不動産を取得してから、ある程度の期間後に地域県民局から送付される納税通知書・納付書で指定された期限までに納付する必要がありますが、農地等を生前一括贈与で取得した場合は、地域県民局に徴収猶予の申請を行うことで不動産取得税の納付が猶予されます。

○申請には戸籍謄本、農業委員会が交付する「不動産取得税の徴収猶予適格者証明書」などの書類が必要です。なお、申請内容によって必要な書類は異なります。

○農地等の生前一括贈与で徴収猶予を受けた場合は、３年ごとに徴収猶予継続届出書の提出が必要です。

○贈与者又は受贈者が死亡した場合には、届出により猶予された納税義務が免除されます。

詳しくは、左記へお問い合わせください。

■問い合わせ先　中南地域県民局県税部課税第二課☎32・1131内線227

稲わらの有効利用を。

写真は、市内鳥井野での今年の「ふりーでん」の様子です。敷きわらや堆肥に使うため「毎年ふりーでんを利用している」と話した女性は、手際よく稲わらを束ね、軽トラックの荷台に積み上げていました。

稲わらは焼却せず、田んぼへのすき込みなど有効利用までが農作業との意識を高めましょう。

近年続く異常気象に備えて

りんご共済

『被害限定補償』

安心のネットワーク NOSAI

23年産申込受付中！

【対象となる災害】…風害・ひょう害・凍霜害
【対象となる割合】…２割～３割以上の被害から共済金が支払われます。
（加入方式によって異なります）
【農家負担額と補償額】…申込みは箱数単位となります。

★農家負担額はおよそ1箱５６円～９０円
※『ふじ』の場合（品種・加入方式等によって異なります）
★補償額は最高でおよそ1箱2,730円
※『ふじ』の場合（品種によって異なります）

- ○ **国が掛金の半分をあらかじめ負担！**
- ○ **防風ネット・防霜ファンがあればさらに割引！**
- ※ **弘前市では農家負担額（賦課金を除く）の１５％を助成いたします。**

★申込み締め切りは平成２３年３月２５日まで

詳しくは ひろさき広域農業共済組合まで
☎２８－５７００

りんご農家の皆様へ

「りんご農家直売活動支援事業」のお知らせ

市では、りんご農家の直売活動を支援する事業を実施します。この事業の活用をお考えの方はご連絡ください。

■申込み及び問い合わせ先
市りんご課販売対策係（岩木庁舎）☎８２－１６３６

事業内容	平成23年3月末までに、りんご農家で組織する団体が自ら生産したりんごを、臨時販売所やスーパー等で自ら販売するために要する経費に対し補助します。
事業実施主体	りんご農家で組織する団体
補助対象経費	りんごの販売に要する広告宣伝費、使用料及び賃借料、旅費、消耗品費等
補助率	2分の1以内（上限は1団体当たり15万円まで）
申込期限	平成22年12月15日（水）

老後生活に備えて

農業者年金に加入しませんか

国が支える。安心が大きくなる　担い手積立年金（愛称）　農業者年金

農業者年金は農業者のための公的年金で、自分で納めた保険料とその運用益を原資として将来支給される「確定拠出型年金」です。また、一定の要件を満たす方には保険料の一部について政策支援（国庫補助）を受けることができるなど、農業者にとってメリットの多い内容となっております。老後の生活に備え、農業者年金への加入について考えてみませんか。

農業者年金に加入したい、もっと詳しく知りたい方は下記へお問い合わせください。
■**問い合わせ先**　農業委員会農政係（岩木庁舎）
☎82－1638、又はお近くの農協へ

農業者年金の特徴・メリット

○農業に従事されている方は誰でも加入できます。

２０歳以上６０歳未満である国民年金第１号被保険者で、年間６０日以上、農業に従事していれば、誰でも（配偶者や後継者も可）加入できます。

○少子高齢化に強い年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により、将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」で、加入者・受給者の数に左右されにくい年金です。

○保険料の額は自由に決められます。

保険料は月額２万円から６万７千円まで千円単位で、自分で自由に設定でき、経営状況や老後生活に応じていつでも見直せます。

○終身年金で80歳までの保障付きです。

年金は原則６５歳から生涯支給され、仮に８０歳前に死亡した場合でも、８０歳まで受け取れるはずであった老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

○税制面での優遇措置があります。

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。また、将来受け取る年金は公的年金等控除の対象となり、６５歳以上であれば、国民年金とあわせて年額１２０万円までは非課税となります。

○担い手を対象に保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告者であるなどの要件を満たした方には、保険料の国庫補助（月額最高１万円）があります。

お知らせ

農地転用許可申請 締切日が変わります。

農地を農地以外の目的に使用する場合には、農地の転用許可が必要です。

その許可申請の締切り日が、今までは毎月５日でしたが、12月６日以降の受け付け分から、**毎月27日**に変更となります。

ただし、当日が休日等の場合は、休み明けの初日が締切り日になります。

これからは、農業委員会に提出する農地の売買や貸借、転用の許可申請は、すべて毎月27日が締切り日になりますので、お間違えのないようお願いします。

詳しくは左記へお問い合わせください。

■問い合わせ先　農業委員会農地係（岩木庁舎）☎82・1638

第５回農業後継者 りんご整枝せん定講習会兼競技会 参加者募集

農業委員会では、農業後継者りんご整枝せん定講習会兼競技会を開催します。

地域間の連携と技術の向上を目指して、意欲ある後継者のみなさんの参加をお待ちしています。

日時:平成23年1月18日(火)
午前9時～午後4時
場所:弘前市りんご公園
（市内清水富田）

◆**参加資格**…弘前市内に居住する18歳から40歳までのりんご生産農家の後継者。

◆**募集人員**…３０人

◆**申込み締切り日**…平成２３年１月５日（水）（募集人員に達した時点で締め切ります。）

◆**競技会**…団体の部（３人１グループ）と個人の部で、りんごの整枝せん定に関する実技と筆記試験の点数により順位を決定します。

◆**参加料**…無料

※市内各地区から幅広く参加者を募るため、同一団体での参加は２グループまでとさせていただきます。

■申込み・問い合わせ先
農業委員会農政係
☎８２―１６３８

農業委員会委員選挙人名簿登載申請について

■問い合わせ先

【弘前地区】農業委員会弘前分室　（☎３５－１１２４）
【岩木地区】農業委員会農地係　（☎８２－１６３８）
【相馬地区】農業委員会相馬分室　（☎８４－２１１１内線８４１）

【申請書記入例】

申請者代表	住所	弘前市大字賀	1		
	氏名	弘前　太郎 ㊞	耕作面積	100アール	農地面積 100アール

押印を忘れずに（認印でよい）。

耕作面積を記入※現在耕作している面積を記入（生産調整している面積も含む）。

申請者氏名を記入（通常は世帯主名）。

有する者の世帯員中農業委員会の選挙権を	番号	氏名	世帯主との続柄	性別	生年月日	選挙権の有無についての農業委員会の意見				
						選挙権あり	選挙権無し			
							満20歳未満	耕作従事日数	同居せず	欠格
	1	弘前　太郎	世帯主	男	昭和８年７月20日	※	※	※	※	※
	2	弘前　花子	妻	女	昭和12年４月15日	※	※	※	※	※
				男	昭和33年５月18日	※	※	※	※	※
			妻	女	昭和34年５月４日	※	※	※	※	※
	5	~~弘前　アキ~~	~~母~~	~~女~~	~~昭和10年３月18日~~	※	※	※	※	※
	6	弘前　冬子	子	~~女~~	昭和38年９月５日	※	※	※	※	※
	7								※	※
	8								※	※

選挙資格のない方が記載されている場合は２本線で削除してください。

選挙資格のある方が記載されていない場合は書き加えてください。

農業委員会委員選挙人名簿は「農業委員会等に関する法律」により、有権者からの申請に基づき、毎年１月１日現在の選挙資格を調査し、調製することになっています。この名簿は平成23年３月31日から平成24年３月30日までに行われる農業委員会に関する全ての選挙に使用されます。

12月中旬に、調査員がみなさんのお手元に選挙人名簿登載申請書をお届けし、平成23年１月７日（金）までに調査員が回収に伺いますので、「記載注意事項」を参考に記入してください。

なお、12月中に申請書が届いていない場合は、農業委員会事務局までご連絡ください。

◆選挙資格　次の条件をすべて満たしていること。

①平成23年１月１日現在で弘前市に住所を有する者。

②平成３年４月１日までに生まれた者。

③10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者、その同居の親族又はその配偶者、及び農業生産法人の組合員、社員又は株主で、いずれも年間の耕作従事日数がおおむね60日以上の者。